

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-19)

政策名 ^(※1)	政策19: 消防防災体制の充実強化	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	25,005	13,257	14,352	15,261
		補正予算(b)	17,531	6,227	2,392	0
		繰越し等(c)	26,683	26,798	7,370	
		合計(a+b+c)	69,219	46,282	24,114	
執行額	52,888	41,164				

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害・土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)防災・減災の取組を推進(する)(後略)。女性や若者の加入促進を図りつつ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。
	第189回国会総務大臣所信	平成27年3月3日	昨年は、広島での大規模な土砂災害や御嶽山の噴火、長野県北部を震源とする地震などの自然災害が発生しました。これらの災害の教訓を踏まえ、将来発生が予測される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進、土砂災害・噴火災害対策の推進などを進めてまいります。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 (※3)
Jアラート等による災害情報伝達手段の多重化・強化を図ることにより、住民への情報を迅速かつ確実に伝達すること	① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率	93.2% (平成26年3月31日現在) 【25年度】	99.4% (平成27年3月31日現在) 【26年度】	99%以上 【26年度】	イ
	2 市町村防災行政無線(同報系)の整備率	78.3% (平成25年3月31日現在) 【25年度】	80.1% (平成26年3月31日現在) 【26年度】	整備率の向上 【26年度】	イ
消防救急デジタル無線の整備により、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図ること	3 消防救急無線のデジタル化整備済率	30.9% (平成26年3月31日現在) 【25年度】	63.4% (平成27年3月31日現在) 【26年度】	60% 【26年度】	イ
消防団の充実強化・安全対策の推進等により、地域防災力の強化を図ること	④ 消防団員数	・消防団員数 864,633人 特に目標とする指標 ・女性消防団員数 21,635人 ・学生消防団員数 2,656人 ・国家公務員消防団員数 2,832人 ・地方公務員消防団員数 61,458人 ・日本郵政グループ消防団員数 5,686人 (平成26年4月1日現在速報値) 【25年度】	・消防団員数 864,347人 特に目標とする指標 ・女性消防団員数 21,684人 ・学生消防団員数 2,725人 ・国家公務員消防団員数 2,873人 ・地方公務員消防団員数 61,428人 ・日本郵政グループ消防団員数 5,728人 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	・消防団員数の増加(対前年度増) ・特に目標とする指標の増加(対前年度増) 【26年度】	ロ
	5 自主防災組織の組織活動カバー率	77.9% (平成25年4月1日現在) 【25年度】	80.0% (平成26年4月1日現在) 【26年度】	自主防災組織の組織活動カバー率の増加 (対前年度増) 【26年度】	イ
	6 消防団協力事業所表示制度導入市町村数	978市町村 (平成25年4月1日現在) 【25年度】	1,046市町村 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	1,000市町村 【26年度】	イ
	7 防災拠点となる公共施設等の耐震率	82.6% (平成25年3月31日現在) 【25年度】	85.4% (平成26年3月31日現在) 【26年度】	85% 【26年度】	イ
消防防災施設の整備促進により、住民生活の安心・安全を確保すること	8 耐震性貯水槽の整備	96,457件 (平成25年4月1日現在) 【25年度】	100,085件 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	耐震性貯水槽の整備数の増加 【26年度】	イ
緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化により、大規模災害時における被災地への確実かつ迅速な部隊投入を行うこと	⑨ 緊急消防援助隊の登録隊数	4,594隊 (平成25年4月1日現在) 【25年度】	4,984隊 (平成27年4月1日現在) 【26年度】	4,694隊 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	イ
	10 補助金及び無償使用による緊急消防援助隊の車両等の整備	1,282件 【25年度】	1,566件 【26年度】	1,455件 【26年度】	イ

消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ること	⑪	消防防災分野の研究開発	・消防庁長官調査の実施件数 3件 ・消防機関の原因調査への技術支援の実施件数 111件 ・研究開発事業の実施件数 22件 【25年度】	・消防庁長官調査の実施件数 1件 ・消防機関の原因調査への技術支援の実施件数 139件 ・研究開発事業の実施件数 18件 【26年度】	・消防庁長官調査及び消防機関の原因調査への技術支援の実施 ・研究開発事業の実施 【26年度】	イ
消防庁危機管理機能の充実・確保により、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上を図ること	12	消防庁危機管理機能の充実・確保	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数 57回 【25年度】	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数 61回 【26年度】	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施 【26年度】	イ
消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化・高度化を図るとともに、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ること	⑬	消防庁所管情報システムの最適化	○運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費の削減額 56,102千円 ・平成19年度の運用・保守経費に対する削減 34% 【25年度】	○運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費の削減額 44,472千円 ・平成19年度の運用・保守経費に対する削減 28% ○更新に際し必要に応じたシステムの機能強化・高度化の実施 【26年度】	○運用・保守経費の削減 ・削減額の増加 ・削減率の向上 ○更新に際し必要に応じたシステムの機能強化・高度化の実施 【26年度】	□
消防・救急救命体制等の充実強化により、消防防災・危機管理体制の強化を図ること	⑭	消防の広域化の推進状況	・全国の消防本部数 767本部 ・小規模消防本部数 461本部 (平成26年3月31日現在) 【25年度】	・全国の消防本部数 751本部 ・小規模消防本部数 451本部 (平成27年3月31日現在) 【26年度】	・全国の消防本部数の減少(対前年度減) ・小規模消防本部数の減少(対前年度減) 【26年度】	イ
	15	受入医療機関の選定困難事案の割合 <アウトカム指標>	(受入照会回数4回以上) ・重症以上傷病者搬送事案 3.8% ・産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% ・小児傷病者搬送事案 3.0% ・救命救急センター等搬送事案 3.9% (現場滞在時間30分以上) ・重症以上傷病者搬送事案 5.2% ・産科・周産期傷病者搬送事案 6.9% ・小児傷病者搬送事案割合 2.9% ・救命救急センター等搬送事案 5.4% (平成24年中) 【25年度】	(受入照会回数4回以上) ・重症以上傷病者搬送事案 3.4% ・産科・周産期傷病者搬送事案 4.3% ・小児傷病者搬送事案 2.7% ・救命救急センター等搬送事案 3.9% (現場滞在時間30分以上) ・重症以上傷病者搬送事案 5.4% ・産科・周産期傷病者搬送事案 8.4% ・小児傷病者搬送事案割合 3.5% ・救命救急センター等搬送事案 5.9% (平成25年中) 【26年度】	救急患者受入医療機関の選定困難事案の割合の低下 【26年度】	□
	16	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) <アウトカム指標>	44.3% (平成24年中) 【25年度】	44.9% (平成25年中) 【26年度】	応急手当実施率の向上 【26年度】	イ
	17	救命率の推移 <アウトカム指標>	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1か月後生存率 11.5% 【25年度】	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1か月後生存率 11.9% 【26年度】	救急搬送における救命率の向上 【26年度】	イ
	18	国際緊急援助隊の一員である国際消防救助隊登録隊員に対する教育訓練実施回数・参加人員	・実戦的訓練等 5回実施 ・参加人数 227人 (平成23年度からの3か年累計613人、全登録隊員の102.3%) 【25年度】	・IRT連携訓練(実戦的訓練) 4回 ・IRTセミナー 1回 ・参加人数213人 【26年度】	・IRT連携訓練 4回 ・IRTセミナー 1回 ・参加人数200人(全登録隊員の33%) 【26年度】	イ
火災予防・危険物事故防止対策等の推進により、火災等の災害から生命や財産を保護すること	19	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。) <アウトカム指標>	1,016人 (平成24年中) 【25年度】	1,006人 (平成26年中) 【26年度】	平成27年までに平成17年(1,220人)から半減 【27年度】	—
	⑳	住宅用火災警報器の設置率	79.8% (平成25年6月1日現在) 【25年度】	79.6% (平成26年6月1日現在) 【26年度】 ※平成26年度から調査方法等を変更しているため、平成25年度以前の数値と平成26年度以降の数値は連続したものではない。	推計設置率の向上(対前年度比) 【26年度】	□
	21	防火対象物定期点検の実施率の向上	59.5% (平成25年4月1日現在) 【25年度】	58.3% (平成26年4月1日現在) 【26年度】	65% 【26年度】	□
	22	特定違反対象物数の改善	230件 (平成25年3月31日現在) 【25年度】	249件 (平成26年3月31日現在) 【26年度】	特定違反対象物数の減少(対前年度減) 【26年度】	□
	㉑	危険物施設における事故件数(震度6以上の地震により発生した件数を除く。)	556件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数) 【25年度】	571件 (目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) 【26年度】	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数の低減 【26年度】	□
	㉒	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数(地震により発生した件数を除く。)	219件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)) 【25年度】	235件 (目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)) 【26年度】	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)の低減 【26年度】	□
消防防災施設等の災害復旧により、消防防災体制の充実強化を図ること	25	消防防災施設等の災害復旧	補助金による消防庁舎の復旧数 20件 【25年度】	補助金による消防庁舎の復旧数 7件 【26年度】	補助金による消防庁舎の復旧数の増加 【26年度】	ハ

※ 測定指標19の目標(値)は、平成27年中の住宅火災死者数を平成17年比で半減することであり、平成27年度実績に基づく評価の実施時点(平成28年8月末頃)で当該数値を把握できることから、平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表において【28年度】としていた目標年度を【27年度】に変更した。
※ 測定指標22、23及び24の基準(値)について、平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表において数値等の誤りがあったため修正した。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1、4、9、11、13、14、20、23及び24は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標は、達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。また、その他の測定指標も達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析	<p>・測定指標1、2、3、5～12、14、16、17及び18については、予算を適切に活用することにより目標を達成することができた。したがって、この施策が有効に機能していると評価できる。</p> <p>＜施策目標＞Jアラート等による災害情報伝達手段の多重化・強化を図ることにより、住民への情報を迅速かつ確実に伝達すること</p> <p>・測定指標1のJアラート自動起動機の整備率については、防災情報通信設備整備事業交付金の活用等により、各市町村における整備が進展し、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標2の市町村防災行政無線の整備率については、緊急防災・減災事業債などの財政措置の活用等により、各市町村における整備が進展し、目標を達成することができた。</p> <p>上記のように、各指標とも目標を達成しており、当該施策目標についても、住民への情報を迅速かつ確実に伝達するという目標を達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞消防救急デジタル無線の整備により、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図ること</p> <p>消防救急無線のデジタル化は、明瞭な音声通話や文字情報の伝送による的確な指示の発令、チャンネル数の増加による輻輳・混信の抑制、消防本部間の通信ネットワーク接続による広域的な通信などのメリットがあり、今後の大規模災害における緊急消防援助隊の活動の円滑化に資する。測定指標3の消防救急無線のデジタル化整備率については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用等により、整備率の上昇という目標が達成できたことから、当該施策目標についても、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図るという目標を達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞消防団の充実強化・安全対策の推進等により、地域防災力の強化を図ること</p> <p>・測定指標4の消防団員数については、基準(値)は平成26年4月1日現在(速報値)で864,633人とあり、このうち女性消防団員数は21,635人、学生消防団員数は2,656人、国家公務員消防団員数は2,832人、地方公務員消防団員数は61,458人、日本郵政グループ消防団員数は5,686人、一方、平成26年4月1日現在(確報値)で864,347人となったが、このうち女性消防団員数は21,684人、学生消防団員数は2,725人、国家公務員消防団員数は2,873人、地方公務員消防団員数は61,428人、日本郵政グループ消防団員数は5,728人となっている。しかしながら、基準(値)は速報値であり実績(値)との比較による評価が難しいが、目標(値)は対前年度増としていることから、実績(値)と平成25年4月1日現在の数値を比較すると、各市町村の懸命な取組により前年度と比較して団員数が増加した市町村も多くあるが、少子高齢化の影響等により、入団者数に比して退団者数が上回り、結果として4,525人の減の864,347人となったが、このうち女性消防団員数は21,684人、学生消防団員数は2,725人、国家公務員消防団員数は2,873人、地方公務員消防団員数は61,428人、日本郵政グループ消防団員数は5,728人となり国家公務員の消防団員数を除き、目標をおおむね達成することができた。消防団への加入促進の具体的方策としては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受けて、①総務大臣から市町村長等への書簡による入団促進の働きかけ②学生消防団活動認証制度の創設③モデル事業の実施④地域防災力充実強化大会の開催などに取り組んでいる。</p> <p>・測定指標5の自主防災組織の組織活動カバー率については、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業等により、平成26年4月1日現在で80.0%となり、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標6の消防団協力事業所表示制度導入市町村数については、総務大臣から市町村長等への書簡により取組を依頼するなど、市町村への導入を働きかけた結果、平成26年4月1日現在で1,046市町村となり、目標を達成することができた。</p> <p>・消防庁では、大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等について、耐震化を推進している。測定指標7の防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債の活用などにより、平成26年3月31日現在で85.4%となり、目標を達成することができた。</p> <p>上記のように、各指標は相当程度目標を達成したことから、当該施策目標については、おおむね達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞消防防災施設の整備促進により、住民生活の安心・安全を確保すること</p> <p>消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう耐震性貯水槽の整備を進めるなど、消防防災施設の整備促進に取り組んでおり、これを通して住民生活の安心・安全の確保を図っている。測定指標8の耐震性貯水槽の整備数については、消防防災施設整備費補助金の活用等により増加したことから、当該施策目標についても、住民生活の安心・安全を確保するという目標を達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化により、大規模災害時における被災地への確実かつ迅速な部隊投入を行うこと</p> <p>緊急消防援助隊については、平成26年3月に改正された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画」を踏まえて機能強化を図っているが、緊急消防援助隊設備整備費補助金や消防組織法(昭和22年法律第226号)第50条の規定に基づく無償使用制度を活用した車両等の整備の進展などにより、登録隊数は着実に増加していることから、測定指標9及び10については、目標を達成することができた。</p> <p>平成26年度には、計3回の緊急消防援助隊の派遣を行ったが、上記のように、登録部隊数の増加に加え、災害の性質に応じた車両・資機材の活用や、自衛隊や警察等関係機関との連携を行ったことにより、被災地へ迅速かつ効果的に部隊を投入することができ、当該施策目標を達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ること</p> <p>消防庁では、災害の予防や被害の軽減等に資するため消防防災技術に関する研究開発を実施している。測定指標11については、平成26年度は、消防活動の安全確保のための研究開発や、災害対応のための消防ロボットの研究開発など、18件の研究開発を実施した。また、これらの研究成果が消防防災の現場において活用されるよう、消防法(昭和23年法律第186号)第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施(平成26年度については、平成26年9月に愛知県東海市で発生した製鉄所爆発火災(負傷者15名)の調査を、消防庁長官が自ら必要と判断して実施)するとともに、消防本部への技術的支援として、139件の原因調査への技術支援を実施した。</p> <p>当該施策は、消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ることを目的としており、測定指標の件数を増加させることを目標としているわけではない。</p> <p>平成26年度においては、必要とされる研究開発事業等を実施したことから、消防防災体制の充実強化を図るという施策目標を達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞消防庁危機管理機能の充実・確保により、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上を図ること</p> <p>消防庁では、災害応急対応を迅速・的確に行い、国民の命を守るため、消防庁と各地方公共団体(消防機関を含む。)が連携した災害対応能力の向上を図っている。</p> <p>測定指標12については、平成26年度においては、庁内における図上訓練や、国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練など、消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練を61回実施しており、当該施策目標についても、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上が図られ、目標を達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化・高度化を図るとともに、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ること</p> <p>消防庁では、消防防災業務を支援する業務・システムについて、システム更新に際し一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行っているところであり、また、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図っている。</p> <p>測定指標13については、運用・保守経費の効率化のため、システムの除却・統合作業を進めているところであるが、システム更改のための移行データ抽出作業等が運用・保守経費に追加されたため、削減額は基準(値)を下回った。しかしながら、着実に運用・保守経費の削減は実施しており、今後もシステムの除却等を実施するなどして、引き続き削減額の増大を図る。また、更新時にシステムの機能強化・高度化については順次実施しており、当該施策目標は相当程度進展した。</p>	

＜施策目標＞消防・救急救命体制等の充実強化により、消防防災・危機管理体制の強化を図ること

・消防庁では、消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図るため、市町村消防の広域化を推進している。測定指標14については、平成27年3月31日時点における消防本部数は751本部で前年度から16本部の減、組織管理や財政運営面における対応に課題があると指摘されている小規模消防本部(管轄人口10万未満)数は451本部で前年度から10本部の減であり、目標を達成した。消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催、消防の広域化に対する財政措置などに加え、消防広域化重点地域の指定による国・都道府県の集中的な支援の実施等により、消防本部の広域化に進展がみられる。

・救急業務については、高齢化の進展等に伴い搬送件数が一貫して増加傾向にある中で、迅速な傷病者の搬送と医療機関による円滑な傷病者の受け入れが求められており、消防庁では、消防と医療の連携を促進することにより医療機関選定困難事案の減少を図っている。この結果、測定指標15については、「現場滞在時間30分以上」における各事案と「受入照会回数4回以上」の産科・周産期傷病者搬送事案の割合では、救急出動件数の増加などが影響し増加した一方で、医療機関への「受入照会回数4回以上」の事案の割合においては、救急救命センター搬送事案が横ばい、重傷以上傷病者搬送事案及び小児傷病者搬送事案で減少するなど、一定の成果が出ている。

なお、「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」では、消防本部における現場滞在時間の延伸要因の実感としては、救急業務の高度化による現場で実施する救急救命処置の増加や受入照会回数の増加などが挙げられている。

・救急隊が到着するまでの間に応急手当が適切に実施されることで大きな救命効果が期待されることから、消防庁では、住民に対する救命講習の実施や応急手当指導者の養成、公衆が出入りする場所の従業員等に対する応急手当の普及活動などを実施している。この結果、測定指標16について、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率が44.9%に増加し、目標を達成するなど、住民による応急手当の適切な実施が進んでいる。

また、これにより、測定指標17について、心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1か月後生存率が11.9%に増加するなど、救急搬送における救命率の向上につながっている。

・海外で発生した災害に対する国際緊急援助については、77消防本部に所属する救助隊員599人を国際消防救助隊員として登録しており、各登録消防本部の訓練の普及啓発を図るための「国際消防救助隊の連携訓練」や、隊員として身につけておくべき知識、技術の教育等を行うための「国際消防救助隊セミナー」の実施を通して、派遣体制の整備を図っている。

測定指標18について、平成26年度においては、4回の実践的訓練を実施し、213人の隊員が参加するとともに、国際消防救助隊セミナーを開催しており、派遣体制の整備につながっていることから、目標を達成している。

上記のように、国際緊急援助も含め、消防・救急救命体制等が相当程度充実強化され、当該施策目標は相当程度進展した。

＜施策目標＞火災予防・危険物事故防止対策等の推進により、火災等の災害から生命や財産を保護すること

・測定指標19の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)については、住宅用火災警報器の普及等により、平成17年から214人減少し、目標達成に向け進展している。

・測定指標20の住宅用火災警報器の設置率については、平成26年度から調査方法等を変更しており前年度と比較することができないので、目標を達成したか否かを判断することはできないが、新築住宅は建築確認手続により、設置が担保されていることから、実質的な設置率は増加していると考えられる。一方、住宅用火災警報器の未設置理由に関するアンケート調査では、「費用負担が大きい」、「義務化を知らない」、「必要性を感じない」、「罰則がない」などの理由が上位を占めており、より詳細な分析を進めるとともに対策を検討する必要がある。なお、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、住宅火災の発生時における死者数が3分の2に減少しており、死者数減少への効果は大きいものと考えている。

・火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、関係者による防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令の適格が重要である。測定指標21の防火対象物定期点検(防火対象物の管理権原者が、点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告するもの)の実施率については、テナントが入れ替わる等の理由により65%の実施率という目標を達成することはできなかったが、義務対象施設が増加(平成26年度:113,435件)している中、同程度(約60%)の実施率を維持しており、目標に近い数値を示したといえる(参考:平成21年度の義務対象施設110,399件、定期点検実施率50%)。なお、点検結果が未報告の防火対象物(違反対象物)に対しては、法令に基づく点検の実施と結果の報告を指導しているところであり、引き続き、制度の周知と指導の徹底を図っていくことが重要である。

・測定指標22の特定違反対象物数については、対前年度減という目標を達成することはできなかったが、違反是正アドバイザー制度の活用などによる支援を行った結果、是正件数が増加する(H25:46件→H26:54件)など、改善に向けて一定の進展がみられる。なお、特定違反対象物数が増加(平成25年度当初:230件→平成26年度当初:249件)した理由は、平成25年度に立入検査回数が増加(H24:875,198回→H25:890,617回、15,419回増加)したことにより、平成25年度中に新たな特定違反対象物が多数確認されたためと考えられる。

・測定指標23の危険物施設における事故件数については、危険物に係る業界団体、消防機関等により策定されたアクションプランに基づき危険物の事故防止対策を推進するなどの取組を行ったが、人的被害、物的被害の少ない軽微な事故が増加していること等が事故件数増加の要因となり、過去5年間の平均事故件数の低減という目標を達成することができなかったが、事故件数は過去10年間で見るとほぼ横ばいで推移(平成17年から平成26年までの平均事故件数は572件/年)していることから、目標に近い数値を示したといえる。

・測定指標24の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数については、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」において、最近の重大事故の原因・背景として、「リスクアセスメントの内容・程度が不十分」、「人材育成・技術伝承が不十分」、「情報共有・伝達の不足や安全への取組の形骸化」の3点を指摘しているところであり、各地方公共団体や業界団体に、石油コンビナート等における災害防止対策の推進に関する通知を発出するなどの取組を行ったが、過去5年間の平均事故件数の低減という目標を達成することができなかったが、平成17年から平成26年までの各過去5年間の平均事故件数の対前年増加数は平均12件程度であることから、実績値についても大幅に増加しているわけでもないため、目標に近い数値を示したといえる。なお、施設の老朽化や団塊世代の退職等により石油コンビナートを取り巻く環境は厳しさを増していることから事故の件数は高止まりする傾向にあり、重大事故を防止することが重要であると考えられる。

上記のとおり、住宅火災による死者数の減少や防火対象物点検実施率の向上により、当該施策目標は一定の進展があったものの、未達成の指標もあることから、引き続き火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進していく。

＜施策目標＞消防防災施設等の災害復旧により、消防防災体制の充実強化を図ること

消防庁では、東日本大震災による被災地方公共団体の消防防災施設及び消防防災設備の復旧を緊急に実施することで、被災地における消防防災体制の充実強化を図っている。測定指標25の補助金による消防調査の復旧数については、平成26年度は7件の復旧を行ったところ。復旧件数は減少したが、これは被災消防庁舎の復旧が進捗している結果であり、消防防災体制の充実強化を図るという当該施策目標は達成することができた。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標数が多いため、行政事業レビューにおける成果目標も踏まえつつ、主要な測定指標を中心に、よりポイントを絞って指標を設定する。 ・測定指標2については、地域の実情に応じた適切な情報伝達手段の整備に向けて、有識者のアドバイザー派遣などによる支援を継続して行い、更なる整備率の向上に努める。 ・測定指標5については、防災活動に対する住民意識の不足やリーダーの不足が課題となっていることから、住民の防災意識の向上を図るため、被災の体験を伝承する災害伝承10年プロジェクトや、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業を引き続き推進していく。 ・測定指標6については、年々増加しているものの、平成26年4月1日現在で全市町村の6割しか導入されていないが、事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制を一層充実させる仕組みであるため、引き続き消防団協力事業所表示制度の普及促進を推進していく。最終的な目標は全市町村での導入であり、各年度での目標は具体的な数値を設定し、達成を目指す。なお、消防団の充実強化については、消防団員数が主要な測定指標であり、的確にポイントを絞って指標を設定する観点等から、平成27年度事前分析表の指標からは落とすこととする。 ・測定指標7については、緊急防災・減災事業債などにより引き続き支援を行っていくとともに、地方公共団体に対し、こうした支援制度に関する助言や、積極的な取組への働きかけなどを行い、耐震化の早急な完了に向け取り組む。 ・測定指標15については、各都道府県・消防本部の取組状況や管轄人口の規模ごとの消防本部の課題を把握した上で、都道府県が策定する「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」のフォローアップや、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の紹介などを行い、消防と医療の連携を進めることで、選定困難事案の減少に努めるとともに、指標についても次のように改善する。消防と医療の連携という施策について、その効果を直接的に測定できる指標は「受入照会回数4回以上」の件数であると考えられる（「現場滞在時間30分以上」の件数については、様々な要因が影響して件数の増加につながっていると考えられ、必ずしも当庁の施策の効果を直接的に反映する指標とは言えない）ことから、平成27年度事前分析表においては、本件施策については、当該指標に絞って目標等を設定する。 ・測定指標20については、未設置理由のより詳細な分析を進めるとともに、消防団、自主防災組織等の協力も得ながら、「住宅防火・防災キャンペーン」の春秋の火災予防運動を通して、より重点的・効率的に住宅用火災警報器の設置を呼びかけるなど、設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開することで、設置率の向上を目指す。 ・測定指標21については、点検結果が未報告の防火対象物（違反対象物）に対しては、法令に基づく点検の実施と結果の報告を指導しているところであり、引き続き、制度の周知と指導の徹底を図っていくことで、実施率の向上を目指す。なお、当該指標については、上記のポイントを絞る観点等から次期事前分析表からは落とすこととする。 ・測定指標22については、違反是正支援アドバイザー制度の活用などを通して引き続き支援を行うとともに、違反の覚知から期間が経過している事案の多くが大都市消防本部以外の消防本部の管轄に属する等の状況も踏まえつつ、特に重大な違反対象物については、その実態を調査し、個別にフィードバックすることを検討するなど、件数の減少を目指す。なお、当該測定指標については、上記のポイントを絞る観点等から平成27年度事前分析表の測定指標からは落とすこととする。 ・測定指標23については、「平成27年度危険物防止アクションプラン」に基づき、保安教育の充実による人材育成・技術の伝承、想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組、企業全体の安全確保に向けた体制作り等を促すなど、引き続き、官民一体となった危険物の事故防止対策を推進するほか、事故の詳細な分析を行いその結果を周知するなど、事故件数の減少に努める。 ・測定指標24については、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」を踏まえて、事業者、自主保安向上に向けた安全確保体制の整備と実施、リスクアセスメントの徹底、人材育成の徹底、社内外の知見の活用などに取り組むよう求めるとともに、各地方公共団体・消防機関に対しては、石油コンビナート等防災本部の機能強化や様々なレベルでの連携強化などを求めるなど、引き続き、石油コンビナート等における事故防止対策を推進し、事故件数の減少に努める。 ・測定指標25については、東日本大震災から4年以上経過しており、被災消防庁舎の復旧も一定の成果を収めていることから、平成27年度事前分析表の測定指標からは落とすこととする。 <p>平成27年度事前分析表はポイントを絞って測定指標を設定するが、上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き消防防災体制の充実強化に向けた取組を推進していく。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続・現状維持</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、外部有識者による評価会において、消防機関が直面する課題の解決に向けた研究意義を審議し、必要とされる研究開発事業等を選択している。 ・第27次消防審議会(平成26年1月発足)において、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」を調査審議し、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」に関する中間答申が平成26年7月3日に公表され、この中間答申を踏まえて、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させていくこととしている。 ・平成27年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から政策の分析の記述や次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年版消防白書(平成26年12月) (http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h26/h26/index3.html) ・平成26年度救急業務のあり方に関する検討会報告書(平成27年3月) (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kyukyu_arikata/02/houkokusyo.pdf) ・平成27年度危険防止アクションプラン(平成27年3月26日) (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/03/20150327_07.pdf) ・石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書(平成26年5月) (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/0722_01.pdf) 				
<p>担当部局課室名</p>	<p>消防庁総務課 他13課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>消防庁総務課長 山口 英樹</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。